

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示 ページ

- | | |
|---|-----|
| ○ 廃棄物に起因する生活保全上の支障が生ずるおそれのある区域の指定
(3件) 【環境局循環社会推進部施設課】 | 505 |
| ○ 北九州市重度障害者医療費支給要綱の一部を改正する告示【子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課】 | 508 |

北九州市告示第51号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次の土地を廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活保全上の支障が生ずるおそれのある区域に指定する。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の18に規定する指定区域台帳は北九州市環境局循環社会推進部施設課に備え付ける。

平成25年3月12日

北九州市長 北橋健治

1 指定区域の所在地

北九州市八幡西区大字浅川942番1の一部、942番11、942番6
2及び942番181並びに自由ヶ丘942番60及び942番61

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号に掲げる埋立地

北九州市告示第52号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次の土地を廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活保全上の支障が生ずるおそれのある区域に指定する。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の18に規定する指定区域台帳は北九州市環境局循環社会推進部施設課に備え付ける。

平成25年3月12日

北九州市長 北橋健治

1 指定区域の所在地

北九州市門司区大字伊川1646番の一部、1648番の一部、1654番の一部、1661番の一部、1667番の一部及び2677番

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号に掲げる埋立地

北九州市告示第53号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次の土地を廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活保全上の支障が生ずるおそれのある区域に指定する。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の18に規定する指定区域台帳は北九州市環境局循環社会推進部施設課に備え付ける。

平成25年3月12日

北九州市長 北橋健治

1 指定区域の所在地

北九州市小倉南区大字曾根3267番2、3267番3、3267番4、
3326番1、3326番3、3326番19、3326番22、3326
番23、3326番26、3326番27、3326番31、3536番1
、3536番2、3536番3、3536番4、3536番5、3536番
6、3536番8、3536番9、3536番10、3536番11、35
36番29及び3536番32

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号に掲げる埋立地

北九州市告示第54号

北九州市重度障害者医療費支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年3月12日

北九州市長 北橋健治

北九州市重度障害者医療費支給要綱の一部を改正する告示

北九州市重度障害者医療費支給要綱（昭和49年北九州市告示第231号）
の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「（同法附則第41条第2項又は第58条第2項の規定により障害者支援施設とみなされる施設を含む。）、同法第5条第16項」を「、同条第16項」に改める。

付 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。